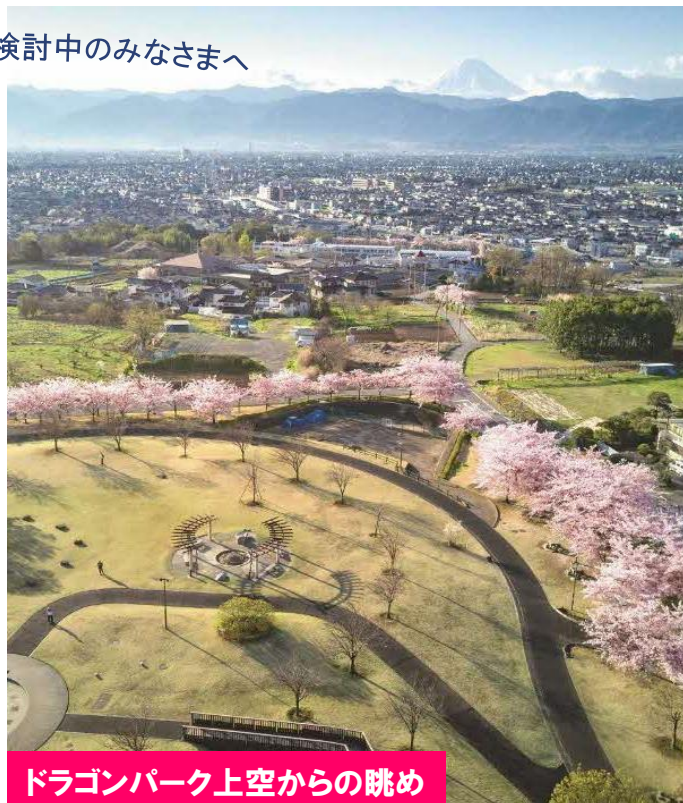




マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



ドラゴンパーク上空からの眺め

空き家バンクを利用する方に！

甲斐市の新婚世帯の方に！

## 【フラット35】 地域連携型

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】S又は【フラット35】子育てプラスの併用も可能（詳細は裏面へ）

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付事業  
のご相談は  
産業振興部商工観光課 ☎ 055-278-1708

○甲斐市結婚新生活支援補助金交付事業  
のご相談は  
生活環境部市民活動支援課 ☎ 055-278-1704



甲斐市営業部長  
「やばたいぬ」

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる、  
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除き、土・日も営業しています。)

ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



## 甲斐市

甲斐市は山梨県の北西部に位置し、市の北部には豊かな自然、南部には釜無川左岸に市街地が広がっています。

市内には多くの小売店舗や診療所があり、日常の買い物の便が良く、安心して生活できる地域となっています。

また、JR中央線竜王駅(都心への始発・終着の特急あり)や塩崎駅、中央道双葉スマートIC(新宿まで90分)があり、都心との行き来がしやすい街です。



### 信玄の治水施設・信玄堤

甲斐市で利用できる  
【フラット35】地域連携型はこちら



## 甲斐市

### 甲斐市空き家バンクリフォーム補助金 交付事業

#### 【主な要件】

- ・空き家バンクの物件登録者または利用登録者
- ・空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- ・本市に納付すべき市税等を滞納していない者

#### 【補助金額】

補助対象経費の2分の1に相当する額  
(上限:100万円)

※ 詳細は甲斐市商工観光課にお問い合わせください。

### 甲斐市結婚新生活支援補助金 交付事業

#### 【主な要件】

婚姻日、夫婦ともに婚姻日における年齢、前年度の新婚世帯の所得額等の要件があります。詳細は甲斐市市民活動支援課に問い合わせください。

#### 連携



## 【フラット35】 地域連携型

#### 空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

＜甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付事業＞

#### 【主な要件】

- ・当該事業を利用する者

#### 子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

＜甲斐市結婚新生活支援補助金交付事業＞

#### 【主な要件】

- ・当該事業を利用する者



※1 【フラット35】S や 【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と 【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞ ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。 【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。 ●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご家族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。